



## 指定基準手続条例(※)が改正されました！

※地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例の略称です。

神奈川県指定特定非営利活動法人の皆様

令和3年3月30日に地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例（以下「条例」といいます）の一部を改正する条例が公布されました。

主な変更点についてまとめましたのでご参考にしてください。

①請求があった場合に法人が閲覧させる「事業報告書等」「役員名簿」「定款等」のうち、個人の住所又は居所の記載を隠すことができるようになりました。

- ・今までも、指定特定非営利活動法人（以下「指定NPO法人」）は、事業報告書等や役員名簿などについて閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて閲覧させなければなりませんでした。
- ・今回の条例改正で、「事業報告書等」「役員名簿」「定款等」を閲覧させる場合、個人の住所又は居所（以下「住所等」）を墨塗り等、目隠しして閲覧させることができるようになります。（法人の任意です）
- ・また、指定（更新）申出書の指定要件チェック表（第5表）に掲げられております閲覧対象書類（「収益の生ずる取引の上位5者」、「費用の生ずる取引の上位5者」、「支出した寄附金に関する事項」、第3表付表1「役員の状況」等）につきましても、閲覧の請求があった場合には、個人住所等を目隠しして閲覧させることができるようになります。
- ・県（所轄庁）においては、今回の条例改正により、指定NPO法人等から提出を受けた、提出書類を閲覧させる場合、義務的に個人の住所等を目隠ししたものを閲覧させることとなります。

②インターネットにより公表する書類のうち「定款等」については、個人の住所又は居所の記載を隠すことができるようになりました。

- ・これまで指定NPO法人は事業報告書等、役員名簿又は定款等のうち、年間役員名簿、

社員10名以上の者の名簿及び役員名簿を除き、インターネットにより公表する必要がありましたが、条例改正により定款等の書類についても個人の住所又は居所の記載（例えば履歴事項全部証明書の代表者住所等）は公表する必要がなくなりました（※）。

※ 今までも運用で公表不要としてきましたが、条例で明記されるようになりました。

## ③年度ごとに提出する書類の内容に一部変更があります～役員報酬規程等報告書～

- ・毎年提出する書類（指定特定非営利活動法人役員報酬規程等報告書）及び当該報告書に添付する書類について、以下のとおり変更があります。
- (1) 法人で作成されている「役員報酬規程」・「職員給与規程」を役員報酬規程等報告書に添付していただくことになっていますが、既にご提出いただいている当該規程の内容に変更がない場合、改めて提出する必要がなくなります。
- (2) その他、役員報酬規程等報告書等の様式の一部を変更予定です。新しい手引き、様式等につきましては、今後（7月頃を目途に）、神奈川県ホームページ（URLは次のとおり）に掲載予定ですので、報告書作成の前に必ずご確認ください。

「県指定NPO法人制度の指定後の手引きなど」（神奈川県ホームページ）

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/md5/cnt/f370165/p747620.html>

## ④実施時期

- ・改正条例は令和3年6月9日から施行されます。
- ・③役員報酬規程等報告書の変更については経過措置があります。  
具体的には、例えば6月末決算の指定NPO法人であれば、令和3年6月末決算に係る役員報酬規程等提出書を提出される時から新しいルールで提出する必要があります。  
（3月末決算法人の場合、令和3年3月決算分報告書（令和3年6月末までに提出の分）については、今まで通りの様式・内容でご提出ください）
  - （例） 6月末決算法人 → 令和3年 6月末決算分から新ルールで提出
  - （例） 12月末決算法人 → 令和3年12月末決算分から新ルールで提出
  - （例） 3月末決算法人 → 令和4年 3月末決算分から新ルールで提出

### 【問合せ先】

神奈川県 政策局 政策部

NPO協働推進課（横浜駐在事務所）

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2の24の2

かながわ県民センター8階

電話 045-312-1121（代）内線2865～2868

FAX 045-312-1166